

宮崎県土木コンクリートブロック協会会則

(名 称)

第1条 本会は宮崎県土木コンクリートブロック協会と云う。

(運営方針)

第2条 本会は会員相互が信頼の原則を前提として関連情報を開示し、共有化することで会員相互が連携して品質保証体系の構築にあたり、以って会員が製造する製品の信頼性と社会的地位の向上を図る。

(事 業)

第3条 本会は運営方針に則り会員の相互信頼関係を維持し、組織的な品質保証体系を持続するために次の事業を行う。

- (1) 会員工場に対し品質管理業務に係る内部監査を定期的実施する。
- (2) 内部監査結果を評価し顧客の要望に応じてこれを開示する。
- (3) 内部監査によって会員の品質責任を喚起し、相互啓発を図る。
- (4) 会員が必要とする情報の提供及び技術向上に必要な研修を行う。
- (5) 共通製品に関する新技術や新工法の共同開発を行う。
- (6) 建設関連諸団体との連絡調整を行う。
- (7) その他、当協会の運営方針に必要な諸事をおこなう。

(会員の資格)

第4条 本協会の協会員資格を有するものは、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 本会が定める下記ブロック内に工場を有し、日本工業規格認証(A 5371)取得工場(※1)であって、本会の趣旨に賛同した者であること。
- (2) 該当する地域ブロックに事業協同組合がある支部にあっ

てはその組合員であること。

(※1)日本工業規格認証取得の条件は、この会則施行の日から2年間までこれを猶予する。

ブロック支部と関係区域

地域ブロック	土木事務所管内
県南ブロック	日南・串間
県西ブロック	都城・小林
県央ブロック	宮崎・西都・高鍋・高岡
県北ブロック	西臼杵・延岡・日向

(入 会)

第5条 本会に入会を希望する者は内部監査に関する別紙同意確認書を添えて本会宛に申し込みを行い、理事会の承認を得て会員となる。

2. 理事会で入会を承認されたときは定められた入会金を納入しなければならない。
3. 入会金の金額は理事会によって決定される。

(会 費)

第6条 本会は、事業及び管理運営に必要な会費を徴収することができる。

2. 会費の額は理事会がその事業年度に予定される事業計画に基づき決定する。
3. 会費の納入方法は年度当初に行われる理事会によって定めるものとする。
4. 納入された会費は理由を問わず返納しない。

(会員資格の喪失)

第7条 次の各号によって本会員の資格を喪失する。

- (1) 脱会希望者は30日前に脱会届けを協会長に提出した上で

自由脱会となる。

但し、脱会希望者が協同組合員であるときは当該組合が定める会則に従うこと。

- (2) 正当な理由なく内部監査業務を不履行としたとき。
- (3) 事業を廃止したとき。

(除名)

第8条 下記に該当する会員は総会の議決を経て除名することができる。

- (1) 本会が行う内部監査の結果、製造販売する製品に疑問があると判断されたとき。
- (2) 本会の運営方針に反する行為が認められたとき。
- (3) 地域ブロックの内外部に対し信頼を損ね、若しく組織的品質保証体系の構築に協調しないとき。
- (4) その他、本会の信用を失墜させる行為が認められたとき。
- (5) 6ヶ月を超えて本会費が未納となった時。

2. 除名審議は下記による。

- (1) 除名審議はその該当者名に理由書を添えて会長に対し除名処分の審議を申請することができる。
- (2) 除名の申請があった時はこれを総会に諮り、出席者の過半数の賛成があれば、その会員を除名とすることができる。
- (3) 除名審議にあたり除名対象者には弁明の機会を与える。
- (4) 一旦除名された者であっても、除名の原因が解消されたときは本会の理事会の承認を経て復帰することができる。

(報告)

第9条 会員は社名、代表者、所在地などに変更があったときは速やかに本会に報告しなければならない。

2. 本会が行う各種調査や資料収集に当たって、会員はその求めに応じて報告を行う。

(役員)

第 10 条 本会に次の役員を置くものとする。

会 長 1 名
副会長 1 名
理 事 (各ブロックから 1 名以上) 4 名
監 事 2 名

2. 役員に欠員を生じた時は補填することが出来る。

(役員 の 任期)

第 11 条 役員 の 任期 は 次 の 通 り と す る 。

- (1) 役員 の 任期 は 2 年 と し、再任を妨げない
- (2) 補填により選任された場合は前任者の残任期間とする。
- (3) 任期満了後に新役員 の 選任 が 叶 わ ない と き は 前 任 者 が そ の 後 任 決 定 時 まで 任 務 を 継 続 す る も の と す る 。

(役員 の 選 任)

第 12 条 理事は各地域ブロック内の会員が協議して定めた
会員を理事とする。

2. 会長、副会長の人選は本会に選出された理事の中から互選によつて決定する。
3. 監事は理事会が会員の中から選出する。

(役員 の 職 務)

第 13 条 会長は本会を代表し本会の会務を統括する

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
3. 理事は会長、及び副会長とともに役員会を構成し会務の執行を決定し、推進する。
4. 監事は本会の業務及び会計の監査に当る。

(相 談 役 及 び 顧 問)

第 14 条 本会 は 顧 問 を お く こ と が で き る 。

2. 相談役及び顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 相談役及び顧問は、本会の運営に関し重要な事項について会

長の諮問に応え、又は会議に出席して意見を述べることが出来る。

4. 相談役及び顧問の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結のときまでとし、再任は妨げない。

(会 議)

第15条 本会は次の会議と構成員を以って事業の推進にあたる。

(1) 定期総会

総会は会員の半数以上の出席をもって成立する。

(2) 臨時総会

臨時総会は会員の半数以上の出席をもって成立する。

(3) 理事会

理事会は会長、副会長、及び理事で構成する。

(会議の招集)

第16条 定期総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、総会の招集は開会の14日前までに、開催日時、場所、議案を記載した書面で会員に通知する

2. 臨時総会は必要に応じて会長が召集して開催し、開催の手順は定期総会と同じである。

3. 理事会その他の会議は会長が必要に応じて適宜通知して開催する。

(会議の協議事項)

第17条 会議の協議事項は次のとおりとする

(1) 定期総会

総会は次の事案を決議する。

事業経過報告、決算、監査報告に関する事項、次期事業計画案及び予算案に関する事項、会則変更その他事業推進に関する事項。

(2) 臨時総会

会員の除名その他

(3) 理事会

本会の業務遂行に必要な事項について協議する。

(4) 技術委員会

新工法、新技術開発や内部監査に関する事項について、必要に応じて臨時的に開催する。

(5) 内部監査委員会

内部監査は最低1回／年以上とし、会員工場の内部監査と監査結果の評価を行う。

尚、内部監査の方法は、別に定めた「プレキャストコンクリート製品検査基準書」の内、宮崎県土木コンクリートブロック協会規格に準じて行う。

(総会の決議)

第18条 定期総会及び臨時総会は会員1/2以上の出席を得て成立する。定期総会又は臨時総会に出席できない者は委任状の提出を以ってこれに代えることができる。

2. 定期総会又は臨時総会の議長は会長が行う。

3. 定期総会又は臨時総会の議決は出席者の過半数を以って可決される。

4. 採決の結果、同数のときは議長の可否をもって決定する。

(総会及び理事会の議事録)

第19条 会議の議事録は次の事項を記録して事務局が行う。

(1) 会議の日時場所

(2) 出席者名

(3) 会議の趣旨と経過

2. 定期総会又は臨時総会の議事録署名人は全理事が行う。

その他の会議ではこれを必要としない。

(役員報酬)

第20条 役員は無報酬とする。

(職員)

第21条 本会は若干名の職員を置くことができる。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は6月1日から5月31日までとする。

(資産及び余剰金)

第23条 本会の資産は安全かつ有利な方法で管理しなければならない。また余剰金は積み立てて翌年度に繰り越すものとする。

(損失金の処理)

第24条 損失の補填は積立金から取り崩してこれに宛てる。積立金で満たないときは理事会協議による。

(入会金の返還)

第25条 入会金の返還は下記による。

(1) 除名者には入会金の払い戻しは行わない。

(2) 自由脱会者

会員が自由脱会の際は請求により入会金を1ヶ月以内に返還する。

(3) 本会が解散に至ったとき

解散に伴う必要経費を含めた清算を行い、所属会員が均等に分配し又は均等に負担する。

(事務所)

第26条 本会の事務所を宮崎市内におく。

(会則の改廃)

第27条 この会則は総会出席者の1/2以上の同意があれば改廃することが出来る。

- ・この会則は平成 24 年 6 月 19 日から施行する。
- ・平成 27 年 6 月 30 日一部改正。(第 14 条)